



平成 24 年 3 月 9 日
国 土 簿 第 544 号
国 土 用 第 45 号

関東地方整備局 用地部長 殿

国土交通省 土地・建設産業局

地価調査課長



地籍整備課長

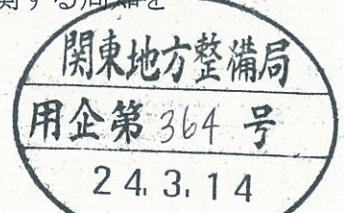


用地測量の成果を活用した地籍整備の推進について

平成 22 年 5 月 25 日に閣議決定された第 6 次の「国土調査事業十箇年計画」においては、「国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 5 項の規定に基づく国土調査の成果と同等以上の精度又は正確さを有する国土調査以外の測量及び調査の成果等についても活用を促進することとしており、また、同十箇年計画の策定の根拠法である国土調査促進特別措置法等の一部改正が行われた際の附帯決議においても、「公共事業等の関係部局との緊密かつ適切な連携により、国土調査の一層の推進を図ること」が明記されている。これらを踏まえ、本年度に法務省や関係部署と調整を行いつつ、地籍調査以外の測量である用地測量の成果を地籍整備に活用するための方策を検討してきたところである。

今般、この検討結果等を踏まえ、下記のとおりに用地測量の成果を地籍整備に活用することとしたので、関係者と円滑な調整を図りつつ効果的に取り組まれたい。

なお、法務省は各法務局等に対してこの地籍整備の推進に必要な協力をう旨の通知を発出予定であり、また、国土地理院は各地方測量部に対してこの取組に関する周知を行う予定であることを申し添える。



記

1. 対象とする用地測量の成果

平成 24 年度以降に作成する用地実測図等

2. 用地測量の成果を活用した地籍整備の推進

これまで「国土交通省公共測量作業規程」等に基づいて各地方整備局等が用地測量を行ってきたところであるが、平成 24 年度以降に作成される用地実測図等を国土調査法第 19 条第 5 項の規定に基づいて地籍調査と同等以上のものとして指定し、それを登記所等に送付して、地籍整備を進めることとしている。

この際、以下のように、国土調査法第 19 条第 5 項の指定を行うために土地所有者への説明等が必要となるが、用地測量の業務において付随する作業が最小限となるよう努めながら用地測量の成果を地籍整備に効果的に活用できるよう取り組まれたい。

(1) 登記所等への情報提供

従前と同様に、管轄登記所等に対して事前に情報提供を行い、十分に連携を図ること。

(2) 土地所有者等への趣旨説明

通常の用地測量の際に行われる説明会等に併せて、国土調査法の手続きを経た後に、用地実測図を登記所に備え付ける予定であること（国土調査法第 19 条第 5 項に基づく指定の申請）も伝達すること。その際、別添 1 の「土地所有者等への説明資料案」を適宜活用されたい。

(3) 公共測量実施計画書の提出

4 級基準点等を新設する場合には、あらかじめ、別添 2 の「公共測量実施計画書」を提出して、国土地理院長の技術的助言を求めることになっている。この計画書の記載事項のうち、「測量に関する計画者氏名及び測量士登録番号」には測量の計画を行う測量士の資格を有している者の氏名等を記載することが基本である。測量計画機関に有資格者がいない場合には、測量業務の受注者が実際の計画を行うため、測量作業機関の「主任技術者氏名及び測量士登録番号」と同一でも構わない。

(4) 登記所送付用の電子データの作成を含めた用地測量の業務発注

用地測量の業務発注の際には、登記所に送付できる電子データ（SIMA 形式）の作成も含めること。その際、別添 3 の「特記仕様書案」、別添 4 の「登記所送付用地図（電子データ）の作成要領」、別添 5 の「指定申請書案の作成要領」、別添 6 の「歩掛り案」を参考にして特記仕様書等を作成し、測量業務を発注されたい。

(5) 土地境界の筆界確認の際の委任状

国土交通省公共測量作業規程によれば、「土地境界確認書」を作成し、関係権利者全員に確認したことの署名押印を求めることが求められているが、土地所有者の代理人が立ち会う場合に委任については明記されていない。地籍調査における境界立会の際には、土地所有者の代理人が立ち会う際の委任状も求めており、地籍調査と同等以上の精度又は正確さを有する必要があることから、土地所有者の代理人が立ち会う場合には委任状を求める。委任状の記載例は別添5の「指定申請書案の作成要領」を参考にされたい。

(6) 与点の精度

基準点等の与点は、国土調査法第19条第5項の規定に基づく指定のために必要な精度を確保すること。具体的には、基本三角点、国土調査法第19条第2項の規定により認証された基準点等、同条第5項の規定により指定された基準点、測量法第41条第1項の規定に基づく国土地理院長の審査を受け、十分な精度を有すると認められた基準点を与点とすること。

(7) 指定申請予定地図の確認

地籍調査の場合には、調査成果である地籍図と地籍簿を一般の閲覧に供することとされていることを考慮し、用地測量の業務において行われる土地調書の確認の機会を活用して、土地調書の確認資料の中に指定申請予定の地図を含めた上で土地所有者等に当該地図を確認して頂くこと。指定申請予定の地図は、別添5の「指定申請書案の作成要領」等を参考にしつつ作成されたい。

(8) 申請書等の作成

国土調査法第19条第5項の規定に基づく指定を受けるため、別添5の「指定申請書案の作成要領」を参考にしつつ、申請書等を作成されたい。

3. 指定申請書の送付先

本省地籍整備課に送付すること。

4. 個別対応

(1) 境界（筆界）の確認を得られない場合の対応

土地所有者等による境界（筆界）の確認を得られなかつた筆がある場合には、全体スケジュール等を勘査しつつ、必要に応じて当該筆を除き、確認を得られた筆を対象として国土調査法第19条第5項の規定に基づく指定の申請を行うものとする。ただし、当該筆を除いた場合に、指定申請予定の筆が閉合しないなど、登記所に備え付ける地図としての性格を著しく欠く場合には、事前に本省に相談するなど柔軟に対応すること。

(2) 個別案件の対応

国土調査法第19条第5項の規定に基づく申請に際し、個別の調整が必要と考えられる場合には、速やかに地価調査課又は地籍整備課に連絡すること。本省は、事案の内容を踏まえて法務省等と相談又は調整を行い、その後に対応方針を伝達するので、各機関においてはできる限り国土調査法第19条第5項の規定に基づく指定の申請を行うよう努めること。